

契約書

契約書

契約書



あなたにふりかかるのは
明日かもしれない！

トラブル回避の方法



契約を解消しようと思ったら、クーリング・オフを！

●はがきの書き方

契約解除通知書

契約年月日 平成○年○月○日
商品名 ○○○○
契約金額 ○○○○円
販売者 ○○○○株式会社
□□営業所
担当者△△△△

上記日付の契約を解除します。

平成○年○月○日
○市○町○丁目○番○号
氏名 ○○○○

郵便はがき



○○市○○区○○町
○○○株式会社 御中

はがきは、コピーをとって、簡易書留など証拠の残る方法で出しましょう。

●マルチ商法以外でクーリング・オフができる場合（特定商取引法）

取引の形態	クーリング・オフ期間
訪問販売（キャッチ・セールス、アポイントメント・セールス等） 特定継続的役務提供（エステ、外国語会話教室、PC教室等） 電話勧誘販売、訪問購入	8 日間
業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法等）	20 日間

困った時は、消費生活相談窓口に連絡を！

●相談窓口

名古屋市内在住・在勤・在学の方は

名古屋消費生活センター

■ 平日（祝日・年末年始は除く）

受付時間：午前 9 時～午後 4 時 15 分

●消費生活相談 052-222-9671

●架空請求ホットダイヤル 052-222-9674

※有料サイト利用料請求や架空請求ハガキなど、不当な請求に関する相談専用

●サラ金・多重債務特別相談 052-223-3160

■ 土曜日・日曜日（祝日・年末年始は除く）

受付時間：午前 9 時～午後 4 時 15 分

●土・日テレフォン相談 052-222-9690

住所：名古屋市中区栄 1 丁目 23 番 13 号 伏見ライフプラザ 11 階
PC アドレス：http://www.seikatsu.city.nagoya.jp

最寄りの消費生活相談窓口がわからない方は

●消費者ホットライン 0570-064-370

※お近くの消費生活センターもしくは国民生活センターにつながります。



名古屋消費生活センター
マスコットキャラクター
「コアラのハッピー」

名古屋市「大学等への消費者啓発委託」事業により作成したものです。